

# 組合だより

第 8 6 号

5 月 3 1 日  
2 0 0 5 年

発行所  
**岡山大学職員組合**

〒700-8530 岡山市津島中 2-1-1  
電 話 086-252-1111 (代)  
(内線) 7168  
直通・F A X 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyounet.jp/home/ODUnion/> メールアドレス [ODUnion@mb4.seikyounet.jp](mailto:ODUnion@mb4.seikyounet.jp)

## 学長選挙を振り返る

「討議資料」

### 今回の学長選挙にかんする

### 岡山大学職員組合執行委員会の見解

2005年3月、岡山大学は法人化後初めての学長選挙を行った。この選考過程については従前に議論され規則等も制定されていたところであるが、岡山大学の教職員にとって納得がいかなかったり、分かりにくかった部分も多々見受けられた。

この際、執行委員会として、今回の学長選を振り返りながら、問題点の抽出に努めることが必要であると判断した。以下は、執行委員会による経緯のまとめ、問題点の指摘、提言である。皆さんの意見をお寄せいただきたい。

#### 経緯

(1) 2003年10月1日施行された国立大学法人法によれば、学長の任命は、学長選考会議の選考に基づき文科大臣が行うものとされた。学長選考会議の構成は以下の通りである。

第12条 1 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。

一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者  
二 第二十一条第二項第三

号又は第四号に掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者

3 前項各号に掲げる者のほか、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の三分の一を超えてはならない。

(2) 大学法人法制定を受け、国立大学法人岡山大学学長選考会議規則（2004年4月1日岡大規則第7号（改正2004年11月15日規則第35号））第2条は、経営協議会から選出された5名および教育研究評議会から選出された5名に加え、学長又は理事を学長選考会議の委

員に加えることができると規定し、今回は、学長と副学長2名が加わり、13名で学長選考会議を構成した。

(3) 学長候補者は選考会議委員からの推薦（但し自薦は不可）、または学内者15名以上の推薦によるものとされた。

(4) 選考会議の委員が候補者として推薦された場合、当該委員は選考会議メンバーから外れるのではなく、出席しないという措置が取られることになった。

(5) 意向投票の前には、6人の被推薦者があったと言われているが、学長選考会議で3名に絞られた。誰が立候補したのか、どういう経緯で3人に絞られたのか、なぜ3名なのかについて説明がなかった。

なお、「国立大学法人岡山大学学長適任者選考における学内の意向聴取に関する要項」（2004年11月15日学長選考会議決定）第2条は、「学長選考会議は、選考規則第8条の調査結果に基づいて慎重に審議を行い、学長候補者のうちから5人以内を学長候補適任者に決定する」と規定する。

(6) 岡山大学長適任者選考における学内の意向聴取に関する要項（2004年11月15日学長

(前ページより)

選考会議決定) 第5条により、岡山大学学長適任者選考規則(2004年11月15日岡大規則第36号) 第7条三、四の規定する、「一般職員のうち事務局長、部長、課長、室長又は事務長の職にある者」、および「医療職員のうち看護部長、副看護部長、医療技術部長、診療放射線技師長、副診療放射線技師長、臨床検査技師長、副臨床検査技師長、薬剤部長又は副薬剤部長の職にある者」が新たに有権者に加えられた。

(7) 今回、意向投票を行うかどうかは学長選考会議の決定事項であるとの学長の説明があった。

(8) 意向投票の結果を、学長選考にどのように反映させるかも学長選考会議の決定事項であるとされた。決選投票は行われなかった。

(9) 従来行われていた立会演説会が行われなかった。

(11) 岡山大学職員組合が立会演説会を代わって行うことに対し、学長より望ましくないとの要請があった。少なくとも立会演説会の名称の変更を求められ

た。これを受け、岡山大学職員組合は、学長候補者3名の出席を得て、「学長候補者との懇談会」を開催した。

(12) 意向投票の結果は、1位379票、2位294票、3位135票であり、この結果は公表された。

(13) このうち第2位者が学長に決まった。

(14) これを決定した選考委員会の経緯は、公表されていない。

選考理由としては、「千葉喬三氏は、人格が高潔で、学識が優れ、教育研究に関し識見を有しており、大学の法人化にあたっては、副学長として、また法人化後は、理事として岡山大学の管理運営に責任ある立場で参画している。学長選考会議は、同人はリーダーシップを發揮し、責任を持って適確に国立大学法人岡山大学を運営しうる手腕を持つ最適者と認める。」とされた。

(15) 但し、学外メディアには選考の経緯が公表された。朝日新聞によれば、「選考会議議長 塩飽得郎・中国銀行監査役は会見で「圧倒的な得票の候補はおらず、3人も甲乙はつけ

がたかったが、大学の变革期に千葉氏がふさわしい」と強調した。…一六日の会議では、赤木氏と千葉副学長の二人に絞って審議を進め、最終的には十一人の委員で投票し、八人が千葉氏に投票。副学長として岡山大学の法人化に携わった千葉副学長の実績が委員らの高い評価を受けたという。」と報じられた(2005年3月17日朝日新聞岡山版)。

### 各論点に対する評価

(1) について。法律は、学長を学長選考会議が選考すると規定したが、学内意向投票を行うことを否定しているわけではない。意向投票をどのように位置づけるかは各大学の自主性に委ねられている。この立場から、意向投票の意義付けが行われるべきであったと思われる。なお、多くの大学では従来通り意向投票による選考が行われている。

(2) について。法律で学長選考会議に、経営協議会選出の委員が半数入ることとされたのは、これまでの大学が、「社会から隔離された存在となりがち

利害が優先され、ともしれば大

学全体としての大膽な改革や速やかな意思決定」ができなかつた(遠山文科大臣(当時)) ことへの反省であろう。

しかし経営協議会選出委員がこのような権威をもっているとは思えない状態であった。

また、誰が、なぜ選考委員なのか学内で了解されていないかつたように思われる。

現学長が選考に加わることに ついて、一般論としては賛否両論があるところであろうが、今回は、経営協議会のメンバーは現学長による推薦であったと思われる。ここに学長が入ること、経営協議会選出の委員は、現学長の意向にそって投票するのではないかと、有効なチェック機構になりえるのかとの疑念を生じさせた。

(5) について。5人以内に絞るとされているのに、なぜ3人なのか、いかなる基準で絞ったのかについて説明がなかった。絞る際のルールは確立しているのかについて不明のままである。ひと言で言えば、説明責任が果たされていないかつた。

(次ページへ)

(前ページから)

(6)これにより有権者が59名増えた。これは幹部職員が大学意思の担い手として位置づけられたことを意味する。このことは組合として評価できる。

(7)(8)今回、意向投票を行うかどうかは学長選考会議の専決事項であるとの理由で、意向投票を実施するかどうか、最後まで確約されなかった。これは(1)の問題とも関連するが、意向投票についての確たる位置づけの不存在を示している。

岡山大学職員組合は、選考会議が候補者を絞った以上、そこから先の決定は意向投票に委ねるべきであり、決選投票を行うべきことを主張した。学長選考会議がそれだけの権威を確立しているとは思えなかったからでもある。

大学当局としては、意向投票を行うかどうかを候補者を見てから決めるのではなく、事前にルール化し、その位置づけを明確にすべきであった。岡山大学職員組合としては、意向投票を行うべきことは当然であると考える。

また、「社長を従業員が決める会社はない」などの意見が選考会議の一部であったやに聞くが、選考会議メンバーが大学というものをどのよう認識しているのか疑念が残った。

(9)学長選考は、学長選考会議の専決事項であるとの理由で、立会演説会がもたれなかった。しかし意向投票を行う以上、その人柄、見識を知ることが、有権者としての当然の義務であり権利である。

また、「国立大学法人岡山大学長適任者選考における学内の意向聴取に関する要項」(2004年11月15日学長選考会議決定)第7条は、「学長選考会議は、学内者が第6の公示及び公開事項のほか、学長候補適格者の所信等を知る機会を設けることができるとする。」と規定している。

すなわち、学長選考会議も、意向投票において候補者の所信等を知る機会を設ける必要性を表明していたと思われる。にもかかわらず、立会演説会が開かれなかったのは、自ら決めたものを守れないという点で、選考会議の権威に傷を残した。

(10)岡山大学職員組合は、候補者が一堂に会し所信を表明すること、質疑を行うことは、意向投票を実質化し意味あるものとするともに、大学の問題点を共有し深めるためにも有意義であるとの認識のもとに学長候補者との懇談会を行った。立会演説会から名称を変更したことは、学長との信頼関係を尊重した結果である。

実際に行ってみて、各候補者の人柄に触れられたこと、会場や候補者間で熱い議論が交わされたこと、それは部局の利害を超え、岡山大学の行く末を展望しての議論であったことなど、極めて有意義であったとの印象をもった。

これまでの立会演説会は質問が禁止されていたことを鑑みても、今後、学長候補者との懇談会を組合が主催していくことが、有力な選択肢として浮上りたと思われる。

(11)(12)意向投票の結果がどのように反映されるのか、全く説明がなかった。またその後の説明もなかった。

(13)の説明は、後付の議論であり、選考に比べて意味があるものとは思われない。

(14)実質的な選考過程は、学外のマスメディアに、選考会議議長から公表された。そこで表明されたルールは、「(過半数を超えるものがなかった時は)上位2位のなかから、選考会議が決選投票で決定する」というものであったと理解できる。しかしこれが学内に対してではなく学外のメディアにのみ発表されたことは学内を軽視するものである。また、このルールが本当に学内ルールとして確認されたかも不明のままとなった。さらに、( )内の条件があるか否かも不明のままである。

#### 若干の提言

今回、初めての取組ということもあり、学長選考の理念、ルールが便宜的であったとの印象が残った。また各段階での決定について、説明不足との感を否めなかった。今後は、今回の実践を踏まえ、直すべきところは直し、今後の制度を整備すべきであると思われる。

その際、我々は、学長候補者との懇談会における熱い議論を忘れることはできない。そこでは大学が抱える様々な問題が(次ページへ)

(前ページから)

提起され、それに対し候補者が真摯に答え、議論が深められた。そこには大学の将来に関心をもち考えようとする100人あまりの人たちが集まった。

彼らこそ(もちろん種々の事情で参加できなかった人も含め)、大学をこれから支えていく人々であろう。彼らが意見を表明し、彼らと対話することがこれからの岡山大学を支えるものとなることが確信できた。

一般に選挙戦が真摯に戦われることによって、問題が認識され、議論が深められ、政策が練り上げられていくと言われるが、今回の意向投票においてもそのことが立証されたと思われる。我々はここから出発すべきであろう。

であればこそ、意向投票を行わないことは愚行である。大学を支えようとする人々の意欲を無視することにもなるからである。候補者の人柄を一般教職員は知らないし選考会議が考えるならば、それを知る機会を作るべきである。

むしろ問題として残ったのは、社会の声を聞くべしとの趣旨が学長選にどのように反映したか

であったように思われる。今回、社会の意思は表明されたのであるだろうか。我々はそれを聞くのにやぶさかではない。しかし少なくとも、我々にはその声は届いてこなかった。

そのことは、選考会議で議論されたのかもしれない。であれば、その声が学内に共有される仕組みがなかったといえよう。でなかったとすれば、経営協議会メンバーが何をバックボーンに大学運営に参加しているのか、改めて問われているように思われる。

選考会議の位置づけについて言うならば、意向投票が、公正に民主的にそして社会的観点も含めて全学的観点から行われることを保障する機関と位置づけではどうだろうか。その準備と最終的判断を担う機関と考えるのである。

その場合でも、三つのやり方があると思われる。第一は、従来通り決選投票を行い、余程のことがない限りその結果を尊重する。第二は、今回通り1回投票とし、余程のことがない限り第1位者に決定する。第三は、今回の事例を参考に、過半数を

占める者がいない時、上位2者から選考会議の投票によって決定する方法である。

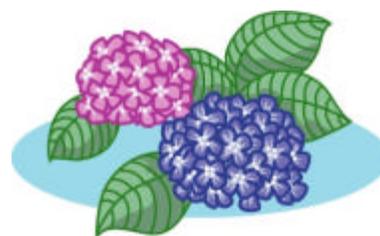
我々は、第1の方法を要求する。学内の意向は尊重されるべきであるし、学内で過半数を得てこそリーダーシップを発揮できると思われるからである。選考会議は、ふさわしい学長候補者を推薦することや(5)段階の議論で、役割を果たしうると思われる。

いずれを取るにせよ、次の5点のことを明らかにする必要があると考え、以下に提言する。

- 1 意向投票を行うことを明記すると共に、その位置づけを明らかにしルール化を図る。
- 2 立会演説会を開催し、質疑を行うことを保障する。組合等がこれを行うことを奨励する。
- 3 選考会議は各段階の選考結果等について、説明責任を負うことを明記する。
- 4 選考会議各委員の選出理由を明らかにするとともに、彼らが全学的観点において責任を負うものであることを確認する。
- 5 学長のリコール制について制度設計をする。すなわちど

のような手続きで選考会議が解任の手続きに入る(国立大学法人法17条4項参照)のか明らかにするとともに、一般教職員も一定の条件の下でリコールの発議を行いうる制度とする。

以上



## 2005年度 岡山大学職員組合定期大会のお知らせ

日時：6月27日(月) 18時～  
場所：文学部会議室

役員立候補受付：6月27日午後5時締め切り

各単組の代議員の方、ご出席ください。

